暴力団等排除に関する誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年　　月　　日

　未来産業用地開発事業（東山田・谷貝地区）地権者協議会　会長　宛て

古河市長　宛て

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業等名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　当社は、下記１から３までのいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。なお、この誓約が虚偽であるとき、又はこの誓約に反したときは、未来産業用地開発事業（東山田・谷貝地区）地権者協議会及び古河市の求める対応を行うほか、当社が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

　また、未来産業用地開発事業（東山田・谷貝地区）地権者協議会及び古河市の求めに応じ、当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの、または、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、及びこれらの提出書類から確認できる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な次の各号に掲げる者

　(１)　役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、古河市暴力団排除条例（平成23年古河市条例第32号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）であるとき。

　(２)　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図るため、または第三者に損害を加えるため、暴力団等を利用するなどしているとき。

　(３)　役員等が暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

　(４)　役員等が暴力団等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。

　(５)　役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な次の各号に掲げる行為をする者

　(１)　暴力的な要求行為を行う者

　(２)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

　(３)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

　(４)　偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者

　(５)　前各号に準ずる行為を行う者

３　暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は賃貸すること。